

# I PTAのおいたち ～「PTA活動の手引き」大分県教育委員会発行より一部抜粋～

## 1. PTAとは

PTAは、父母（Parent）と教師（Teacher）でつくられた会（Association）の略称です。

PTAは、各学校で組織された、保護者と教職員による成人教育等を主とする「社会教育関係団体」です。

### 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号） （旧法：昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号）

#### 第 6 条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### 第 10 条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 第 13 条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

### 社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

#### 第 10 条（社会教育関係団体の定義）

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

#### 第 11 条（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

- 2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

#### 第 12 条（国及び地方公共団体との関係）

国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

### PTA・青少年教育団体共済法（平成 22 年 6 月 2 日法律第 42 号） （定義）

第 2 条 この法律において「PTA」とは、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第 16 条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

## (1) PTAの沿革

1890年代のアメリカで、当時まだ参政権のなかった女性保護者2人が、児童愛護と教育環境の整備をめざした母親運動を展開し、1897年に全米母親議会を開催したところ、多くの父親や教師や政治家が集まったため、後に「全米保護者教師議会」と名称を変え、「全米PTA団体」へと発展し、幼稚園の設立、児童労働法、公共保健サービス、給食、少年法、予防接種の義務化などにつながる活動を開始しました。

## (2) 日本のPTAの沿革

明治時代に日本に近代的学校制度が導入された際、各学校の設立・維持の経費は、地方住民の負担によることを原則としていました。その後、学校経費は主に町村費の負担とされていましたが、学校予算は必ずしも潤沢ではなかったため、学校運営にかかる金銭的・労務的負担を軽減するため、学校に通う児童・生徒の保護者や学区の住民によって、学校を支援する任意団体が多く結成されました。これらの団体は、「後援会」や「保護者会」、「母の会」と呼ばれていました。これらの団体は、学校の経済的支援をもっぱらとし、教育活動に関わることはほとんどありませんでした。

昭和10年代以降、戦争の影響で、保護者たちによる団体の活動は一時停滞しましたが、終戦後には荒廃した学校や教育を支える団体の活動が再び始められ、後のPTAの精神を先取りするような活動や運動も各地で試みられました。

その後、文部省は1945年（昭和20年）9月15日に、学校から軍国的思想や軍事教育を一掃し、国民の教養の向上、科学的思考力や平和愛好の精神を育てることを目的とした「新日本建設の教育方針」を発表しました。

1946年（昭和21年）の春、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の要請により、アメリカ合衆国から派遣された教育使節団が作成した報告書が発表され、PTAに直接言及はないものの、PTAの理念に及ぶ考え方が示されました。同年10月、文部省は省内に「父母と先生の会委員会」を設置し、PTAが民主主義教育推進のために積極的な役割を果たすことを期待し、PTAの設置・勧奨を始めることとなりました。

1947年（昭和22年）3月5日、文部省は「父母と先生の会～教育民主化のために～」と題したPTA結成の手引書を全国の都道府県知事に送付し、全国の学校へPTA（父母と先生の会）の設置を奨励・推進しました。3月31日には、「教育基本法」も制定されました。

これにより、翌年の1948年（昭和23年）4月には、全国の小・中学校のPTA設置状況は7割を超えました。同年6月27日には、「全国PTA協議会結成総会」が開催され、全国団体としての歩みが始まりました。

1949年（昭和24年）6月10日、教育基本法の精神に則り、「社会教育法」が制定されました。

1952年（昭和27年）10月、東京で「日本父母と先生の会全国団体結成大会」が開かれ、PTAの全国団体が結成（日本PTAが発足）されました。

翌年1953年（昭和28年）8月29日には、第1回全国PTA大会が三重県で開催され、昨年の新潟大会までに66回の全国大会を開催しています。

### (3) 大分県のPTAの沿革

大分県の公立学校においては、全国的な動きの中で各小中学校において単位PTAが組織され、1948年（昭和23年）に大分県PTA連合会が結成されました。

高等学校においても、1949年（昭和24年）4月に県立高校PTA会長会が開催され、1951年（昭和26年）4月に大分県立高等学校PTA連合会が結成されました。

幼稚園においては、1983年（昭和58年）に大分県において「全国国公立幼稚園PTA研究大会」が開催されたことを契機に、その年に第1回総会が開催され「大分県国公立幼稚園PTA連合会」が結成されました。

昨年、大分県PTA連合会は、2018年（平成30年）6月1日開催の定期総会で、70周年を迎えました。その間に、7回の九州ブロック研究大会と2回の全国研究大会を開催しています。

### (4) 大分県のPTA組織

大分県では、単位PTAで組織する県レベルの連合体は5団体あり、次のようになっています。

- ① 大分県PTA連合会（全公立小・中学校PTAで組織する）
- ② 大分県高等学校PTA連合会（全県立高等学校PTAで組織する）
- ③ 大分県国公立幼稚園・こども園PTA連合会（希望する国公立幼稚園・こども園PTAで組織する）
- ④ 大分県私立幼稚園PTA連合会（希望する私立幼稚園PTAで組織する）
- ⑤ 大分県私立中学・高等学校父母の会（希望する私立中学・高等学校父母の会で組織する）

### (5) 大分県PTA連合会

大分県PTA連合会は、県下16郡市のPTA連合会（協議会・連合PTA・育友会）をもって組織され、児童・生徒の健全な育成と福祉増進のため、会員の研修・実践活動を基盤にして家庭教育および社会教育に対する理解を深め、社会教育関係団体としての使命を果たしていくとともに、各郡市等との連絡を密にし、教育環境の改善に努め、教育の振興を期することを目的としています。決議機関として総会、理事会があり、執行機関として常任理事会、理事会、専門部会があります。

（主な活動内容） … PTA研究大会、郡市P指導者研修会、指定研究事業、全単位PTA会長研修会 広報紙コンクール、県P幹部研修会、県P広報紙「はぐく美」の発行、教育問題懇談会、補償制度など

### (6) 九州ブロックPTA協議会

九州ブロックPTA協議会は、九州8県及び3政令都市のPTA連合会（協議会）をもって組織され、ブロック内PTA相互の連携を密にしてPTAの発展を推進し、児童・生徒の健全な成長と教育の振興をはかることを目的に活動しています。

研究会及び研修会の開催、諸問題の調査研究等を行い、理事会、母親委員会、事務局長会などを通して相互連絡、情報交換を行っています。

主な活動として、毎年10月に九P主催の研究大会が実施されています。

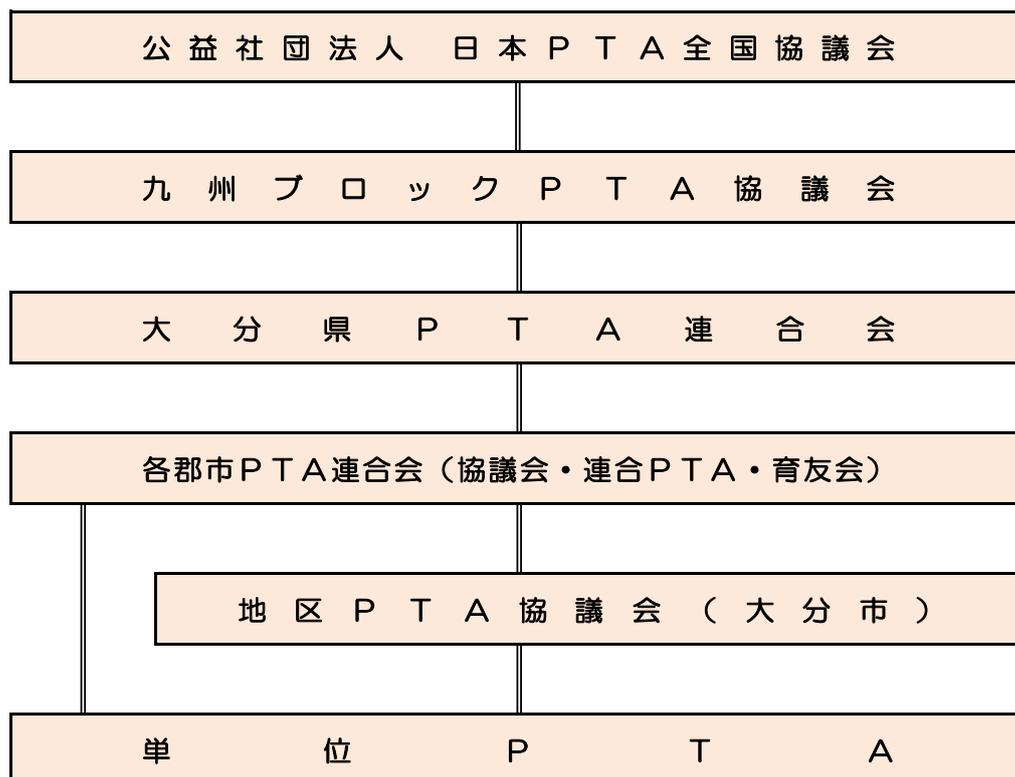
## (7) 公益社団法人日本PTA全国協議会

昭和 60 年に現在の社団法人となり、平成 25 年に公益社団法人に移行しています。

全国9ブロックの協議会（64地方協議会）で構成され、常置委員会として4委員会、その他に広報などの3つの委員会があり、調査研究や国への諮問、日P新聞の発行などを通して、子どもの健全育成、教育の振興のために活動しています。

毎年 8 月に日P主催（各ブロックの研究大会と合同）の研究大会が実施されています。

### 【PTA組織・構成】



## 2. PTAの目的

昭和 22 年に、文部省が全国の都道府県知事に送付した P T A 結成の手引書「父母と先生の会～教育民主化のために～」には、設立の趣旨について次のようなことが記載されています。

「子ども達が正しく健やかに育って行くには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任をわけあい、力を合わせて子ども達の幸福のために努力していくことが大切である。」

「ところが、現実での実状ではどうということかということ、子ども達に影響を与えるこの学校、家庭、社会という三つの場所がお互いに密接な連絡をもたず、みんなバラバラになっていることが多い。」

「今までも…父兄会とか、母姉会とか、後援会とか、保護者会とかがあったが、それらの多くのは学校設備や催しの寄付や後援をすることがその主な仕事であって、本当に子どもたちのための仕事をするのが少なかった。」

「先生が中心となった会ではなく、先生と父母が平等な立場に立った新しい組織を作るのがよい。」

また、「会の作り方」や「運営の仕方」、「運営費の作り方」、「会の役割」などについて、次のように書かれています。

～会の作り方～

「児童生徒に限らず、子ども達の問題に関心を持っている人々が参加することは差し支えない。」「完全に民主的な団体であるから。」「父母も、校長も、先生も、有力者も、平等の立場で会員として参加し、会の運営を民主的に進めていくことにするがよい。」

～運営の仕方～

「政治的な色合いを持つとか、一宗一派の宗教的勢力に支配されるとか、身分地位や経済的な差別によって、色づけられてはならない。」「営利を目的とする会でもない。」などの点に「十分留意すること。」

～運営費について～

「会員の会費があまり高くないように、バザー、手芸の講習、映画会開催などで経費を捻出することも考慮すべき。」

そして、「会を作ることによる利益」について、次のように書かれています。

- 学校の設備が充実するようになる
- 義務教育を受けるべき子供が全部就学できるようになる
- 民主主義の教育が理解できるようになる
- 自分たちの知識や教育を身につけることができる
- 児童生徒を良い環境の中におくことができる
- 児童生徒の保護対策をたてる気運が生まれる
- 先生の生活を保護することに協力できる
- 先生から社会教育に協力してもらえるようになる
- 保健衛生の状況がよくなる
- 学校給食をうまく実施できる
- 学校が美しくなる
- 児童生徒のために学校以外での娯楽のプログラムを作る
- 児童生徒の職業指導の役に立つ
- 父母と先生との間柄が親密になる
- 会員の相互が親しくなってお互いに助け合う気持ちが出てくる

なお、昭和42年に報告された社会教育審議会の報告「父母と教師の会のあり方について」（昭和42年6月23日）では、次のように述べられています。

「PTAは児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である」

### 3. PTAの性格

PTAは、子どもの幸福を願って会員自らが学習し、実践していく成人団体であり、社会教育関係団体として位置付けられており、上記の社会教育審議会の報告「父母と教師の会のあり方について」では、次のように述べられています。

- PTAは、学校に在籍する児童生徒の親及び教師によって学校ごとに構成されるものである。この会（PTA）の目的達成のためには、PTAの趣旨に賛同する親と教師が自主的にできるだけ多く参加することが望ましい。

- PTAは、会員の総意に基づき、親と教師が会員として同等の立場で民主的に運営されなければならない。PTAの運営や会務等を一部の役員や学校の関係者のみにゆだねることは適切ではない。また、特定の政党、宗教にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- PTA相互の連絡を緊密にし、その発展をはかるとともに、共通の目的を達成するため、その協力組織として、市町村、都道府県及び全国的等の各段階における連絡協議体の果たす役割が重要である。

～団体としての性格～

- 民主的に運営される団体
- ボランティア精神によって活動する団体
- 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- 青少年の健全育成等地域社会等についての世論を形成し、社会連帯感を培うことのできる団体
- 児童・青少年の教育ならびに福祉のため活動する他団体及び機関と協力する団体
- 特定の政党や宗教宗派に片寄らない団体（非政党、非宗教・宗派）
- 営利を目的としない団体（非営利）
- 学校の人事やその他管理には干渉しない団体
- 学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・県・全国と上部組織をもつ団体

#### 4. PTAの役割・活動内容（協育）

PTAが発足して約70年、「教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、わが国における社会教育及び家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与する。」ことを理念に掲げてPTAは歩み続けてきました。

この理念は現在も変わっていないのですが、具体的な活動面では、社会情勢の変化に対応して変わってきています。現在は、保護者・教師が相互に研鑽するための研修団体としての活動が強まってきており、PTA会員が生涯にわたって自己の充実・向上のため、自らを育てるという幅広い学習活動が要求されています。

PTAは、これからも子どもたちの明るい未来を築くため、しっかりとした歩みを続けなければなりません。しかし、今日のPTAは社会情勢に応じた様々な問題を抱えているのも現状です。

それらの問題点を掘り出して整理し、課題化して解決していくための地道な活動を行っていくことが、これからのPTAを作りあげ、つなげていくことだと思われまます。

そのためには、会員相互のコミュニケーションをしっかりととりながら、PTA全体で協議し、問題解決に向かうことが重要です。また、社会情勢の変化に機敏に対応し、自由な発想で創造的に対応するイノベーション（新たな変革）も必要です。

「温故知新」を心がけ、(子どもたちのための)保護者のスキルアップにつながる活動を進めていきましょう。

### (1) 保護者と教職員が協力する

保護者は家庭教育の責任者として、教職員は学校教育の専門家として、対等の立場で学習し、実践し合い、お互いを高め合う関係が最も望ましい協力の関係です。対等といっても、保護者と教職員がすべての領域において対等だというのではなく、保護者は家庭教育の領域で、教職員は学校教育の領域で直接責任を負うものとして対等だという意味です。

### (2) 学校教育への理解を深める

P T Aは、保護者が学校教育へのよき理解者となるための学習団体としての意義をもっています。情報交換や情報提供、研修等を行い、学校の教育方針や指導方法を十分に理解し、正しい認識をもつことによって、教育効果を高めるためにどのような活動をすればよいかを考えていくことができます。学校教育を理解するためには、学校の主催する授業参観や懇談会に積極的に参加したり、学級・学年P T A、地域のP T A活動に進んで参加したりすることが大切です。

### (3) 家庭教育への理解を深め、その振興を図る

家庭は人間形成の基礎基本を培う場であり、子どもの価値観や生活文化を形成していく場です。しかし、最近は親の教育観が確立せず、家庭における教育に自信を失い、子育てに悩み、社会の急激な変化をどう理解するか迷っている親が多いようです。そのために、家庭で行うべきしつけを学校へ任せたり、学校で行うべき学習を家庭で強く促したり、という混乱が起こっています。家庭教育の振興を図るために、家庭の本来の役割を理解し、保護者と教師が、ともに実践していくことが大切です。そのための家庭教育に関する研修会、講演会、自主研修等の実行・参加がとても重要となります。

家庭において、父親も主体的・積極的に子育てにかかわることにより、子ども自身の種々の活動への主体的な参加等を促していきたいものです。

### (4) 学校外における活動の支援と生活指導をすすめる

子どもの学校外での遊びや集団生活は、子どもの自主性、社会性、創造性、豊かな情操を養ううえで、学校教育だけでは得がたい効果を持つ「体験学習の場」となります。そのためには、家庭、地域、学校が一体となって学校外での活動を支援していく体制が必要であり、P T Aからの働きかけを行うとともに、世話役や指導者として積極的に参加することが求められます。

P T Aが行う生活指導は、補導という側面よりも、児童生徒を健全に育成するための生活支援という視点での活動を行いたいものです。

### (5) 地域における教育環境の改善・充実を図る（P T C A）

地域の教育環境の改善は、一人の保護者、教師・学校だけの力では困難です。子どもたちが生活する地域の環境を教育的に改善・充実し、地域における生活の安全を確保したりするために取り組むことが重要です。

子どもたちは、家庭・学校・地域で日々生活をしています。それぞれが子どもにとって健やかな成長の場、豊かな学びの場になるには、それぞれにおける活動や取り組みの充実を図ることが大切であり、そこに地域（C=community）の方々の協力が加わることでより一層効果があがります。P T Aもその一翼を担うとともに、地域にある様々な主体とのかけ橋になることが期待されています。

## 5. P T A活動の活性化

P T A活動は、年度ごとの役員の交代や、役員へのお任せ意識によりその活動が停滞する場合があります。また、役員になった会員の「昨年どおり」「1年過ぎれば」という意識も活動の活性化を阻んでいると考えられます。そこで、次の3つのことについて十分に留意して、より素晴らしい活動にしましょう。

### (1) 明確な活動方針

活動を充実・活性化したものにするためには、活動を始めるにあたって明確な活動方針（スローガン）を決めることが大切です。P T Aの目的に照らして何を重点において活動しなければならないかを明確にし、会員全体へ周知していきましょう。

活動方針は実現可能なものを決めなければなりません。本年度の活動方針がもとになって、各委員会や学級（学年）のP T A活動や地域のP T A活動の計画が作成されると、P T A活動は一体となって足並みがそろい、各年度の課題もはっきりとしてきますので、これをつないで発展性のある運営を行いましょう。

また、活動の計画づくりにあたっては、みんなで話し合っ決めてみましょう。前年度までに実施した活動に対する反省点や会員の声を考慮し、みんなで十分に話し合っ合意のもとに決定されることが大切です。

役員や委員になると、つい力が入りすぎてたくさんの活動を考えがちですが、一般会員の負担感がつのり、ともすると感情的な溝を作ってしまうことが少なくありませんので注意しましょう。むしろ全体の負担や協力度合いを考慮し、前年度までの事業（活動）でも「今、その事業が本当に必要か」、「手間や負担があってもふさわしい効果が得られるか」という視点で、見直すことも必要です。

そして、事業活動計画は委員間でしっかりと打ち合わせ、活動内容は全会員に広報活動等を通じてお知らせし、会員全体の共通認識を持って活動しましょう。

### (2) P T A間の連携

地域には、幼稚園P T A、小学校P T A、中学校P T A、高等学校P T A等が重なって組織されています。地域の美化活動や挨拶運動、交通安全運動などは、こうしたP T Aが連携して行くと効果があります。

また、こうしたP T Aが一緒になって地域環境の整備等について教育委員会へ要望することも有効な手段です。地域の老人会他との連携による行事も大切です。そのためには、市町村にある健全育成組織やP T A会長の会議等で情報の提供や提案を行うことが必要です。

### (3) 年度ごとの情報の引継

前年度までの事業について、事業実施のいきさつや事業の内容、実施のノウハウ等についての情報は、新役員にとって重要です。事業活動を記録し、こうした情報を基にして、各専門部や学級（学年）P T Aにおいて事業の精選や特色ある新しい事業の企画、事業の具体化をしていくことが大切です。

また、事業活動内容は、新年度予算を組み立てるうえでも重要な基礎資料となります。こうした引継を基にし、会員の意識の動向をつかみながら事業を計画することが大切です。

そのために、活動記録書や引継書作成だけでなく、協議の場に前年度役員（委員）に出席を依頼することも必要です。

## 6. 人権教育・道徳教育におけるPTAの役割

### (1) 命の大切さと人を思いやる心をはぐくむ教育

人は皆、「豊かで健康に幸せに暮らしたい」、「平和で自由な社会に生きたい」、「教養を身につけ文化的に生活したい」、「自分の能力を活かして社会に役立ちたい」といった願いを持っています。

人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な、人間として当然に持っている生命、自由・平等などの固有の権利です。

しかし、今なお、差別や偏見による様々な人権侵害が発生しているほか、人権問題も多様化・複雑化しており、このような人権問題を取り巻く社会情勢の変化に対応することが求められています。近年、世界的な課題としても人権教育の重要性が問われており、人権教育の推進に関する施策や法律が施行され、人間として尊重される社会の実現が求められています。

今、私たちは地域・家庭・学校における人権文化の確立に一層の努力を積み重ねていかなければなりません。それには、PTA会員である大人が今一度「人権」の意味を理解するとともに、それぞれの立場を理解し、人権の大切さ、様々な人々と共に生きていくことを、子どもたちに伝えていくことが使命となっています。

### (2) 大分県の人権教育・道徳教育

1948年の世界人権宣言の採択後、憲法で保障されている基本的人権の確立に向け、日本でも様々な分野において法整備や具体的な取り組みが行われてきました。

大分県教育委員会では、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年」大分県行動計画を策定し、「人権尊重の大分県」を目指して様々な取り組みを行ってきました。

2005年（平成17年）1月には、「大分県人権教育基本方針」において、日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約などの精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念をふまえ、その責務を深く自覚し、人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育を通じて以下のように人権教育を推進すると制定されています。

- 人権意識の基礎を培う教育の推進
- 豊かな人権感覚を育成する教育の推進
- 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

また、道徳教育に関しては、2013年（平成25年）から中央教育審議会による「道徳に係る教育課程の改善について」が答申され、大分県でも「豊かな心の育成」に向けた道徳教育に関する学校体制づくりが行われています。平成26年度からは、小中学校用の道徳教育用教材「私（わたし）たちの道徳」が配布されています。

### (3) 子どもたちは

今、子どもたちは、少子化・核家族化等を背景に、兄弟姉妹の切磋琢磨や祖父母から学ぶ生活体験の機会が減少してきています。親子関係においても、無責任な放任や過保護・過干渉といった傾向や、地域においては地縁的な連帯が弱まり、人間関係の希薄化が進み、生活体験・社会体験が減少傾向にあると指摘されています。

学校においては、これまでの学校における取り組みにより、子どもたちの人権感覚が高まってきてはいますが、現在の社会環境の中、他者を思いやる温かい気持ちを持つことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなったり、子どもたちの差別や偏見による問題行動や、いじめ・不登校などの事象となって現れたり、解決すべき問題があります。

こうした子どもたちの現状を見ると、人権教育の果たす役割には大きなものがあります。学校における人権教育は、全教育活動を通じて自分や他人を大切に、人権を尊重するところなどの倫理観や正義感、公平・公正などを大事にする「豊かな心の育成」とともに、態度や行動となって現れてくる人権感覚の育成を目指して取り組まれています。

### (4) 子どもたちの真の幸せのために保護者は

学校での取り組みと併せてPTAでも、今日まで人権問題への正しい認識を深めるための取り組みが進められてきました。子どもは学校で学んだことを当然家庭で話もするでしょうし、保護者など身近な人に尋ねることもあるでしょう。保護者としても人権問題や道徳教育を正しく理解することが必要です。

基本的に考えなければならないことは、学校で正しく学んだことを、家庭や地域社会で育てていくことです。

さらに、保護者（大人）が子の手本として、正しい人権教育・道徳教育・倫理観を学習・実行していくことが重要です。

学校と家庭と地域社会の接点はPTAです。PTAで行われる学習では、大人の人権問題に対する正しい認識を育てることが、どれだけ大切なのかを考える必要があります。

また、人を思いやり、お互いを尊重しあう社会を築き、子どもたちを通じて、時代を超えて継承していくためにもPTA活動における人権教育・道徳教育を積極的に進めていきましょう。